

浅口市地域防災計画修正の概要

(平成29年3月)

1. 修正の基本方針等

(1) 修正の基本方針

浅口市地域防災計画は、平成26年度以降の災害対策基本法等の改正をはじめ、これに伴う国の防災基本計画の修正、さらに岡山県地域防災計画の修正との整合を図りつつ、必要事項の修正を行いました。

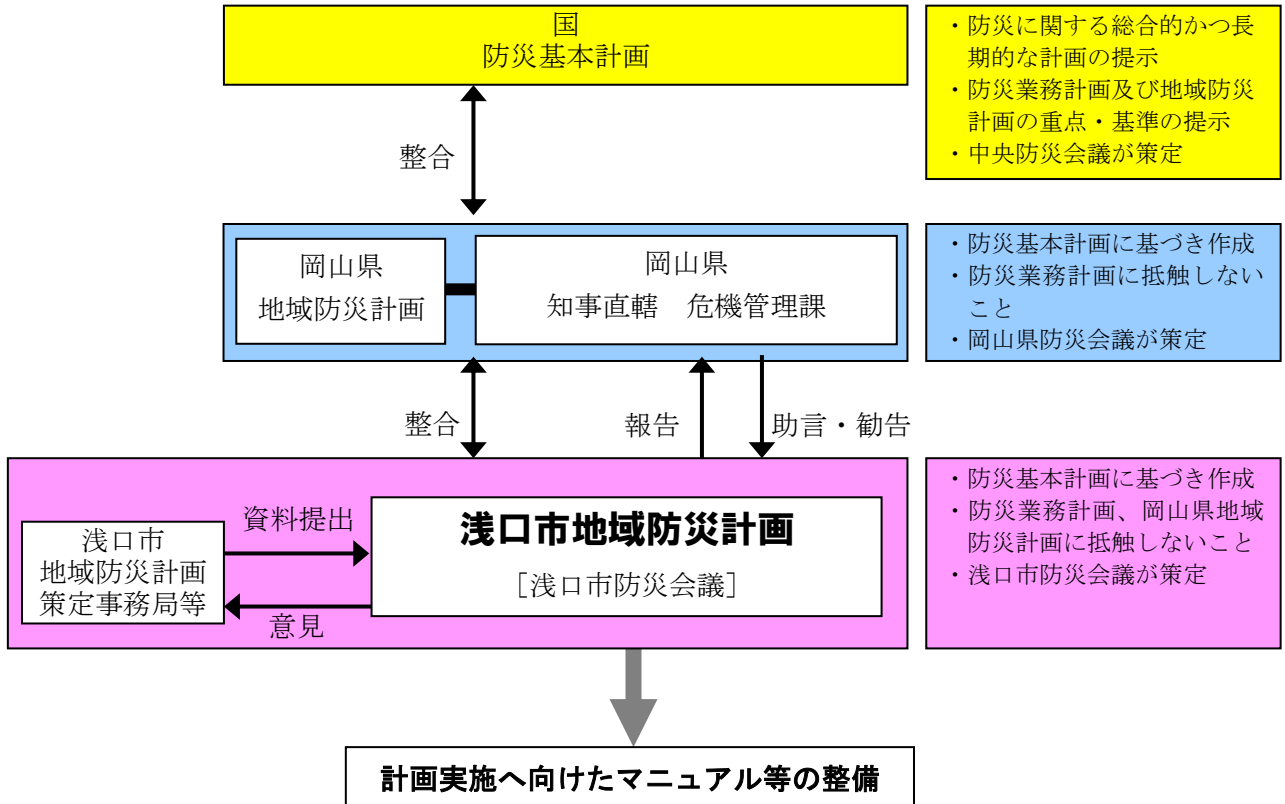
(2) 計画の目的

本計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、浅口市防災会議が市の地域に係る関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としました。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えることとします。

(3) 計画の位置づけ

災害対策においては、国や岡山県との連携が必要となるため、国の防災基本計画や岡山県地域防災計画との整合性を図りました。

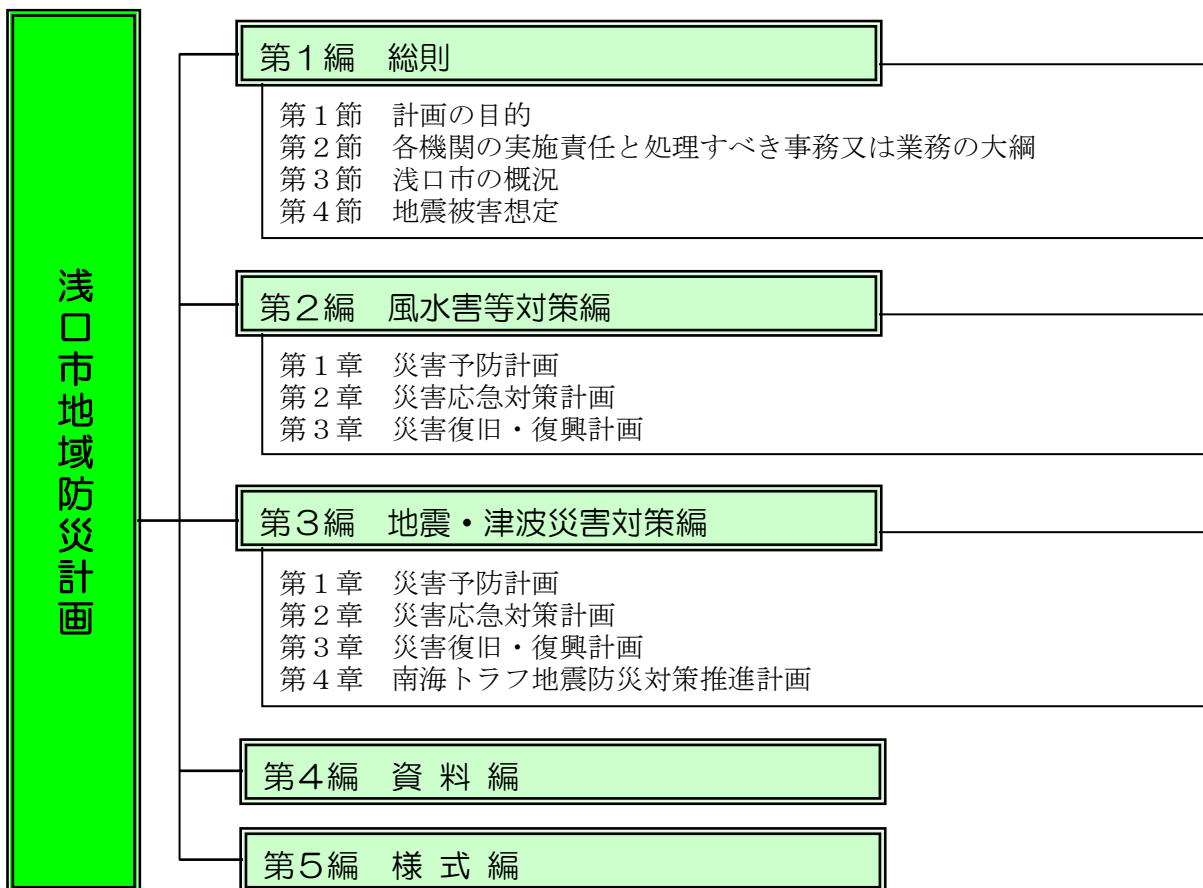


2 浅口市地域防災計画の主な修正事項

浅口市地域防災計画の修正作業にあたっては、国の防災基本計画や、県地域防災計画等の見直しを受け、市の災害要因、地域特性等を踏まえるとともに、広く防災・減災にかかる知見や東日本大震災等の課題を反映し、災害対策の強化を図ります。

(1) 計画の全体構成・目次構成

総則、風水害等対策編、地震・津波災害対策編、資料編として構成しています。



浅口市地域防災計画の目次構成は以下のとおりです。

浅口市地域防災計画 目次構成案	現計画における記載状況	備考
第1編 総則		
第1節 計画の目的	○	
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	○	
第3節 浅口市の概況	○	
第4節 地震被害想定	○	
第2編 風水害等対策編		
第1章 災害予防計画		
第1節 防災業務施設・設備等の整備計画	○	
第2節 防災業務体制の整備計画	○	
第3節 情報収集・連絡体制計画	○	
第4節 自然災害予防対策計画	○	
第5節 都市防災対策計画	○	
第6節 文教対策計画	○	
第7節 事故災害予防対策計画	○	
第8節 危険物等保安対策計画	○	
第9節 防災訓練計画	○	
第10節 複合災害対策計画	○	
第11節 要配慮者等の安全確保計画	○	
第12節 防災意識の普及計画	○	
第13節 自主防災組織の確立計画	○	
第14節 企業防災の促進計画	○	
第15節 防災対策の整備推進計画	○	
第2章 災害応急対策計画		
第1節 応急活動体制計画	○	
第2節 予報及び警報等の伝達計画	○	
第3節 被害情報の収集・伝達計画	○	
第4節 通信連絡計画	○	
第5節 災害救助法の適用計画	○	
第6節 広域応援要請計画	○	
第7節 自衛隊災害派遣要請計画	○	
第8節 救出計画	○	
第9節 救急・医療計画	○	
第10節 避難誘導計画	○	
第11節 水防計画	○	
第12節 交通及び輸送対策	○	
第13節 ボランティアの受入れ・活用計画	○	
第14節 要配慮者支援計画	○	
第15節 災害広報計画	○	
第16節 風評・パニック防止対策計画	○	
第17節 食料供給計画	○	
第18節 飲料水供給計画	○	
第19節 生活必需品等給与計画	○	
第20節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	○	
第21節 清掃計画	○	

浅口市地域防災計画 目次構成案	現計画における記載状況	備考
第22節 防疫・保健衛生計画	○	
第23節 文教対策計画	○	
第24節 ライフライン施設応急対策計画	○	
第25節 住宅応急対策計画	○	
第26節 事故災害応急対策計画	○	
第3章 災害復旧・復興計画		
第1節 被災者等の生活再建等の支援計画	○	
第2節 公共施設災害復旧事業計画	○	
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	○	
第4節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画	○	
第3編 地震・津波災害対策編		
第1章 災害予防計画		
第1節 地域防災活動施設等整備計画	○	
第2節 防災業務体制の整備計画	○	
第3節 食料、飲料水、生活必需品の確保計画	○	
第4節 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画	○	
第5節 避難及び避難所の設置・運営計画	○	
第6節 情報収集・連絡体制計画	○	
第7節 災害に強いまちづくりの推進計画	○	
第8節 建物等の不燃化・耐震化計画	○	
第9節 ライフライン施設災害予防計画	○	
第10節 危険物等保安対策計画	○	
第11節 津波災害予防計画	○	
第12節 防災訓練計画	○	
第13節 複合災害対策計画	○	
第14節 要配慮者等の安全確保計画	○	
第15節 防災意識の普及計画	○	
第16節 自主防災組織の確立計画	○	
第17節 ボランティア養成等計画	○	
第2章 災害応急対策計画		
第1節 応急活動体制計画	○	
第2節 地震・津波情報の伝達計画	○	
第3節 被害情報の収集・伝達計画	○	
第4節 通信連絡計画	○	
第5節 災害救助法の適用計画	○	
第6節 広域応援要請計画	○	
第7節 自衛隊災害派遣要請計画	○	
第8節 救出計画	○	
第9節 救急・医療計画	○	
第10節 避難誘導計画	○	
第11節 消火活動計画	○	
第12節 危険物施設等応急対策計画	○	
第13節 交通及び輸送対策	○	
第14節 ボランティアの受入れ・活用計画	○	
第15節 要配慮者支援計画	○	
第16節 災害広報計画	○	

浅口市地域防災計画 目次構成案	現計画における記載状況	備考
第17節 風評・パニック防止対策計画	○	
第18節 食料供給計画	○	
第19節 飲料水供給計画	○	
第20節 生活必需品等給与計画	○	
第21節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	○	
第22節 清掃計画	○	
第23節 瓦礫等廃棄物処理計画	○	
第24節 防疫・保健衛生計画	○	
第25節 文教対策計画	○	
第26節 ライフライン施設応急対策計画	○	
第27節 住宅応急対策計画	○	
第28節 公共施設等応急対策計画	○	
第3章 災害復旧・復興計画		
第1節 被災者等の生活再建等の支援計画	○	
第2節 公共施設災害復旧事業計画	○	
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	○	
第4節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画	○	
第5節 市復興本部の設置及び市復興計画	新規項目	
第6節 激甚災害の指定に関する計画	○	
第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画		
第1節 総則	○	
第2節 災害対策本部等の設置等	○	
第3節 地震発生時の応急対策等	○	
第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	○	
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	○	
第6節 防災訓練計画	○	
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	○	

(2) 東日本大震災を踏まえた対策の見直し

[全編]

- ① 地震被害想定の見直し（断層型地震の被害想定調査）
- ② 地震防災対策に関する事項
- ③ 災害発生時の被害情報等の受伝達
- ④ 備蓄に関する事項

(3) 近年の災害特性を踏まえた対策の見直し

[全編]

- ① 避難勧告等の発令判断基準の見直し
- ② 応援受入に関する事項
- ③ 避難準備情報等の名称変更

(4) 浅口市及び関係機関の状況変化に伴う修正

〔全編〕

市内・近隣の組織・団体の名称、市の人口等のデータなど、浅口市の地域環境の変化に伴い、最新の状況に更新・修正を行いました。

(5) 地区防災計画の追加

〔第1編 第1節 総則〕

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める旨記載しました。

(6) 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱の見直し

〔第1編 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱〕

岡山県地域防災計画の見直しや浅口市の現状を反映させ、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の見直しを行いました。

(7) 罹災証明書の交付体制の追加

〔第2編 第1章 第2節 防災業務体制の整備計画〕

市は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める旨記載しました。

(8) 市による業務継続性の確保の追加

〔第2編 第1章 第2節 防災業務体制の整備計画〕

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る旨記載しました。

(9) 雨水出水対策の追加

〔第2編 第1章 第4節 自然災害予防対策計画〕

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、ポンプ場、排水管渠、側溝等の新設又は改修を行う旨記載しました。

(10) 高潮浸水想定区域の指定 **〔第2編 第1章 第4節 自然災害予防対策計画〕**

高潮浸水想定区域の指定があった場合、当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について記載しました。

また、住民に周知させるよう、高潮ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる旨記載しました。

(11) 企業による業務継続性の確保の追加

〔第2編 第1章 第14節 企業防災の促進計画〕

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める旨記載しました。

(12) 浅口市災害対策本部組織及び災害対策本部の編成及び所掌事務の見直し

〔第2編 第2章 第1節 応急活動体制計画〕

〔第3編 第2章 第1節 応急活動体制計画〕

浅口市の組織体制の変更等を反映させ、浅口市災害対策本部組織及び災害対策本部の編成及び所掌事務の見直しを行いました。

(13) 避難勧告等の判断基準の明確化 **〔第2編 第2章 第10節 避難誘導計画〕**

土砂災害時、洪水災害時、高潮災害時に係る避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の具体的発令判断基準について記載しました。

(14) 避難誘導及び移送の追加 **〔第2編 第2章 第10節 避難誘導計画〕**

避難誘導及び移送では、避難誘導、住民への避難誘導體制、避難の受入れ及び情報提供、移送について記載しました。

(15) 屋内待避の規定の追加 **〔第2編 第2章 第10節 避難誘導計画〕**

避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動をおこなうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の堅ろうな待避場所へ移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める旨記載しました。

(16) 避難勧告等の伝達の追加

〔第2編 第2章 第10節 避難誘導計画〕

〔第3編 第1章 第11節 津波災害予防計画〕

住民への避難勧告等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める旨記載しました。

(17) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、福祉避難所の修正

〔第2編 第2章 第10節 避難誘導計画〕

〔第3編 第1章 第4節 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画〕

〔第3編 第1章 第5節 避難及び避難所の設置・運営計画〕

〔第3編 第1章 第11節 津波災害予防計画〕

災害対策基本法の改正に伴う指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び指定基準等を記載しました。また、福祉避難所について内容を修正しました。

(18) 緊急通行車両の通行を確保するための放置車両対策の追加

〔第2編 第2章 第12節 交通及び輸送対策〕

〔第3編 第2章 第13節 交通及び輸送対策〕

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う旨記載しました。

(19) 廃棄物処理体制整備の追加

〔第3編 第1章 第7節 災害に強いまちづくりの推進計画〕

廃棄物処理体制整備として、災害予防及び資機材等の備蓄、組織体制の整備等、災害廃棄物処理計画の策定、災害時の廃棄物処理体制の整備について記載しました。

(20) 津波警報等の種類等の修正〔第3編 第2章 第2節 地震・津波情報の伝達計画〕

津波警報等の発表基準等について、最新の状況に更新・修正を行いました。

(21) 津波災害時の避難指示（緊急）の判断基準の追加

〔第3編 第2章 第10節 避難誘導計画〕

津波災害時の避難指示（緊急）の判断基準について、最新の状況に更新・修正を行いました。

(22) 市復興本部の設置及び市復興計画の追加

〔第3編 第3章 第5節 市復興本部の設置及び市復興計画〕

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する旨記載しました。

(23) 南海トラフ地震防災対策推進計画への修正

〔第3編 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画〕

岡山県地域防災計画の修正に伴い、東南海・南海地震防災対策推進計画から、南海トラフ地震防災対策推進計画へ修正を行いました。